

弁護士法人福間法律事務所

代表弁護士 福間 則博、弁護士 尾崎 悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士 福間 則博



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

「相続における生命保険の活用法(2)」

今回は、保険の基本的な考え方、及び保険の性質ないし機能を述べましたので、今回は、生命保険を使った具体的な処理の仕方を述べてみたいと思います。なお、前回、保険の性質として、①保険は契約者からの財産の承継ではなく、保険金受取人の固有の権利であることを「形式的固有財産性」と述べましたが、これは「法律的固有財産性」と述べてもよいでしょう。また、②保険が実質的には、財産が保険契約者から保険金受取人に承継されるように見えることから、これを「実質的財産移転性」としましたが、これは「経済的財産移転性」と述べてもよいでしょう。要するに、保険は「保険金受取人の固有の財産」であることを本質としますが、経済的には「贈与」のように財産が移転しているように機能するものです。保険は、上記①②の性質の外に、前回述べたように、③財産保障機能、④節税機能、⑤貯蓄機能といった機能もあり、このような性質・機能を持った保険の使い方を述べてみたいと思います。

1 相続放棄と保険

被相続人が多額の債務を負担している場合に、相続人が相続放棄の手続をとらずにいると、単純承認となり、その債務も引き継ぐこととなりますが、自己のために相続が開始したことを知ってから3ヶ月以内に家庭裁判所に相続放棄の申述をして受理されると、最初から相続人でなかったことになり、被相続人の債務を引き継がなくて済みます。被相続人が生前、相続人となる予定の人を生命保険金の受取人として指定している場合において、その人が相続放棄をしたとき、生命保険金を

受け取れるか問題となりますが、判例は、保険金を受け取れるとしております。これは、①生命保険金の法律的固有財産性によるもので、生命保険金の受取人は、被相続人から財産を承継するものではなく、その人固有の権利として財産を取得することに由来しています。債務超過の場合においても、生命保険契約をしておくことにより、相続人となるはずであった人に債務を負わせることなく、財産を取得させることができます。

2 特別受益と保険

被相続人が生前、一部の相続人に贈与をしている場合には、その贈与が「生計の資本として」ある程度まとまった金額であれば、その贈与額を相続財産に持ち戻して評価することになります(民法903条)。例えば、相続財産が5000万円ある場合において、相続人がA・Bの2人の子であれば、各人の取得額は2500万円となりますが、被相続人が生前に、Aに1000万円を贈与していれば、これを相続財産に持戻し、相続財産を6000万円と評価した上で、A・Bの各相続分を各自3000万円とし、贈与を受けていなかったBは、相続財産から3000万円を取得し、贈与を受けていたAは、相続財産から2000万円を取得し、生前に贈与を受けていた1000万円と併せて合計3000万円の取得とするものです。生前贈与はこのように持戻しの処理がなされ、相続人間の公平が図られます。

では、Aが被相続人のかけていた生命保険の受取人として1000万円の保険金を受け取っていた場合には、どうなるでしょうか。

この場合には、原則として、贈与のような持戻しは不要とされていますので、Aは、相続財産から2500万円を取得するとともに、保険金1000万

円の支払を受け、合計3500万円を取得するのですが、Bは、相続財産から2500万円を取得するのみです。このようにA・B間で差異が生じますが、これは、保険が保険金受取人の固有財産であり（①性質）、被相続人から承継するものではないという考え方に由来するものです。

ただ、現在、このような考え方は、判例上、修正されています。つまり、保険金受取人である相続人とその他の相続人との間に生ずる不公平が、民法903条の趣旨に照らし、到底是認することができない程に著しいものであると評価すべき特段の事情がある場合には、903条を類推するとしています。具体的には、保険金の額、この額の遺産総額に対する比率、同居の有無、被相続人の介護に対する貢献、各相続人の生活実態等を総合考慮して判断するとしております（最高裁平成16年10月29日決定）。具体的な裁判例としては、保険金額が相続開始時の遺産総額の61%程度である場合、持戻しの対象になるとされています（名古屋高裁平成18年3月27日決定）。

先の例において、Aに支払われた保険金は1000万円であり、遺産総額に対する比率が20%ですので、この程度であれば持戻しの評価は不要と考えられますが、仮にAに支払われた保険金が3000万円である場合には、遺産総額に対する比率が60%になりますので、この場合には持戻しの対象になると考えられます。保険契約を締結する場合には、遺産総額との兼ね合いを考えておく必要があります。

3 遺留分と保険

遺留分は兄弟姉妹を除く相続人に保障された最低限度の利益であり、原則として相続財産の2分の1（直系尊属のみが相続人であるときは3分の1）とされ、遺留分算定の基礎となる額は、①相続開始時の相続財産の価格+②贈与した財産の価格-③債務額で計算されます（民法1043条）。②の贈与に関しては、相続人に対する贈与については相続開始から10年前以降の贈与が加算されます（同法1044条3項）。

相続人が受け取る保険金については、あくまで

も保険金受取人の固有財産であり、贈与ではありませんから、上記算定式における贈与に該当せず、遺留分の算定の基礎に含める必要はありません。

ただ、上記2で述べた通り、判例上、保険金受取人と他の相続人との不公平が著しいときは特別受益に準じた扱いがなされておりますので、その場合には経済的な財産移転機能を重視して、贈与等に準じた扱いがなされる可能性があります。この点についての裁判例はまだありませんが、今後出てくる可能性が十分あります。

4 遺産分割・遺留分処理の調整金としての保険

遺産分割においては、相続人間の公平を図るために金銭により調整を図る必要がある場合が多く、そのときに支払われるのが「代償金」です。遺産に属する現金、預貯金等の金融資産が少ない場合には、保険によってこれを補う必要があり、これは、保険の財産保障機能を活用するものです。

また、遺留分の処理については、近時の民法改正により、「遺留分侵害額請求」と構成され、金銭で処理する必要がありますので、保険が有用です。

5 葬儀費用、納税資金確保としての保険

相続においては、まず葬儀費用が必要であり、相続税の納付が必要な場合には、相続開始後の10ヶ月以内にその申告納付をする必要がありますので、保険はその資金確保としても有用であり、節税機能もあります。

6 相続以外での保険の活用

保険契約者が生存している場合には保険の貯蓄的機能を考慮する必要があり、定期保険、終身保険、満期生存時に保険金相当額が取得できる養老保険、年金保険等については、生存中に受け取れる金額を考慮する必要があります。

7 保険の選択

どのような保険を選択するかはその目的によって異なってきますが、保険の特徴ないし機能を十分考慮して判断する必要があり、相続の局面では、弁護士、税理士等の専門家に相談されるのも良いかと思えます。

以上